

電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号（最終改正令和6年個人情報保護委員会・総務省告示第4号））の解説の一部改正の新旧対照表

電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン（令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号（最終改正令和6年個人情報保護委員会・総務省告示第4号））の解説の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン （令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号（最終改正令和6年 個人情報保護委員会・総務省告示第4号））の解説 令和4年3月（<u>令和7年10月更新</u>） 個人情報保護委員会 総務省 目次</p> <p>[略]</p> <p>【凡例】 [略]</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法令等の内容は<u>令和7年10月1日時点</u>とする。</p>	<p style="text-align: center;">電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン （令和4年個人情報保護委員会・総務省告示第4号（最終改正令和6年 個人情報保護委員会・総務省告示第4号））の解説 令和4年3月（<u>令和7年6月更新</u>） 個人情報保護委員会 総務省 目次</p> <p>[同左]</p> <p>【凡例】 [同左]</p> <p>※ なお、特に断りのない限り、本ガイドラインの解説において示す法令等の内容は<u>令和7年6月1日時点</u>とする。</p>
1・2 [略]	1・2 [同左]
<p>3 電気通信事業者の義務（第2章関係）</p> <p>3-1・3-2・3-3・3-4 [略]</p> <p>3-5 プライバシーポリシー（第15条関係）</p> <p>3-5-1 [略]</p> <p>3-5-2 アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシー（第</p>	<p>3 電気通信事業者の義務（第2章関係）</p> <p>3-1・3-2・3-3・3-4 [同左]</p> <p>3-5 プライバシーポリシー（第15条関係）</p> <p>3-5-1 [同左]</p> <p>3-5-2 アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシー（第</p>

<p>15条第3項、第4項関係)</p> <p>[略]</p> <p>その他、アプリケーションのプライバシーポリシーに関する詳細は、<u>スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ (令和7年9月 利用者情報に関するワーキンググループ)</u> 等によるものとする。</p> <p>[略]</p>	<p>15条第3項、第4項関係)</p> <p>[同左]</p> <p>その他、アプリケーションのプライバシーポリシーに関する詳細は、<u>スマートフォン プライバシー イニシアティブ (平成24年8月 利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会)</u> 等によるものとする。</p> <p>[同左]</p>
<p>3-6 [略]</p>	<p>3-6 [同左]</p>
<p>3-7 個人データの第三者への提供 (第17条～第20条関係)</p> <p>3-7-1 第三者提供の制限の原則 (第17条第1項関係)</p> <p>[略]</p> <p>ただし、次の(1)から(7)までに掲げる場合については、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。なお、(1)から(4)までの具体的な事例は、3-1-6 (利用目的による制限の例外) を参照のこと。</p> <p>(1) 法令に基づいて個人データを提供する場合 (第17条第1項第1号関係)</p> <p>[略]</p> <p>他方、法律上の照会権限を有する者からの照会 (刑事訴訟法第197条第2項、少年法第6条の4、弁護士法第23条の2第2項、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (平成14年法律第26号。以下「特定電子メール法」という。) 第29条等) 等がなされた場合においては、原則として照会に応じるべきであるが、電気通信事業者には</p>	<p>3-7 個人データの第三者への提供 (第17条～第20条関係)</p> <p>3-7-1 第三者提供の制限の原則 (第17条第1項関係)</p> <p>[同左]</p> <p>ただし、次の(1)から(7)までに掲げる場合については、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。なお、(1)から(4)までの具体的な事例は、3-1-6 (利用目的による制限の例外) を参照のこと。</p> <p>(1) 法令に基づいて個人データを提供する場合 (第17条第1項第1号関係)</p> <p>[同左]</p> <p>他方、法律上の照会権限を有する者からの照会 (刑事訴訟法第197条第2項、少年法第6条の4、弁護士法第23条の2第2項、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 (平成14年法律第26号。以下「特定電子メール法」という。) 第29条等) 等がなされた場合においては、原則として照会に応じるべきであるが、電気通信事業者には</p>

通信の秘密を保護すべき義務もあることから、通信の秘密に属する事項（通信内容にとどまらず、通信当事者の住所・氏名、発受信場所、通信年月日等通信の構成要素及び通信回数等通信の存在の事実の有無を含む。）について提供することは原則として適当ではない。なお、個々の通信とは無関係の加入者の住所・氏名等は、通信の秘密の保護の対象外であるから、基本的に法律上の照会権限を有する者からの照会に応じることは可能である。もっとも、個々の通信と無関係かどうかは、照会の仕方によって変わってくる場合があり、照会の過程でその対象が個々の通信に密接に関係することがうかがえるときには、通信の秘密として扱うのが適当である（※4）。

[略]

（※4）特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号）第5条に定める発信者情報開示請求により、権利侵害情報が書き込まれた場・サービスを提供していた事業者（コンテンツプロバイダ（CP））が保有する電話番号が請求者（特定電気通信による情報の流通により自己の権利を侵害されたとする者）に開示された後、当該請求者の代理人弁護士が、権利侵害情報の発信者を特定する目的で、当該電話番号により電話サービスを提供する電気通信事業者（以下「電話会社」という。）に対して、弁護士法第23条の2第2項に基づく照会（以下「弁護士会照会」という。）により、当該電話番号に対応する加入者の住所・氏名の提出を求める場合がある。

[略]

通信の秘密を保護すべき義務もあることから、通信の秘密に属する事項（通信内容にとどまらず、通信当事者の住所・氏名、発受信場所、通信年月日等通信の構成要素及び通信回数等通信の存在の事実の有無を含む。）について提供することは原則として適当ではない。なお、個々の通信とは無関係の加入者の住所・氏名等は、通信の秘密の保護の対象外であるから、基本的に法律上の照会権限を有する者からの照会に応じることは可能である。もっとも、個々の通信と無関係かどうかは、照会の仕方によって変わってくる場合があり、照会の過程でその対象が個々の通信に密接に関係することがうかがえるときには、通信の秘密として扱うのが適当である（※4）。

[同左]

（※4）特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条に定める発信者情報開示請求により、権利侵害情報が書き込まれた場・サービスを提供していた事業者（コンテンツプロバイダ（CP））が保有する電話番号が請求者（特定電気通信による情報の流通により自己の権利を侵害されたとする者）に開示された後、当該請求者の代理人弁護士が、権利侵害情報の発信者を特定する目的で、当該電話番号により電話サービスを提供する電気通信事業者（以下「電話会社」という。）に対して、弁護士法第23条の2第2項に基づく照会（以下「弁護士会照会」という。）により、当該電話番号に対応する加入者の住所・氏名の提出を求める場合がある。

[略]

<p>(2) ~ (7) [略] (参考) [略]</p>	<p>(2) ~ (7) [同左] (参考) [同左]</p>
<p>3-7-2~3-7-7 [略] 3-8~3-12 [略] 4 [略]</p>	<p>3-7-2~3-7-7 [同左] 3-8~3-12 [同左] 4 [同左]</p>
<p>5 各種情報の取扱い (第3章関係) 5-1 通信履歴の記録 (第38条関係) 5-1-1 通信履歴の記録 (第38条第1項関係) [略]</p> <p>いったん記録した通信履歴は、記録目的の達成に必要な最小限の範囲内で保存期間を設定し、保存期間が経過したときは速やかに通信履歴を消去 (通信の秘密に該当する情報を消去することに加え、該当しない部分について個人情報の本人が識別できなくすることを含む。) しなければならない。また、保存期間を設定していない場合であっても、記録目的を達成後は速やかに消去しなければならない。</p> <p>保存期間については、提供するサービスの種類、課金方法等により<u>電気通信事業者ごとに (※1)</u>、また通信履歴の<u>種類ごとに (※2)</u> 異なり得るが、業務の遂行上の必要性や保存を行った場合の<u>影響、社会環境の変化 (※3)</u> 等も勘案し、その趣旨を没却しないように<u>限定的に設定すべきである。</u></p> <p>ただし、刑事訴訟法第197条第3項及び第4項に基づく通信履歴の電磁的記録の保全要請等法令の規定による場合その他特別の理由がある場</p>	<p>5 各種情報の取扱い (第3章関係) 5-1 通信履歴の記録 (第38条関係) 5-1-1 通信履歴の記録 (第38条第1項関係) [同左]</p> <p>いったん記録した通信履歴は、記録目的の達成に必要な最小限の範囲内で保存期間を設定し、保存期間が経過したときは速やかに通信履歴を消去 (通信の秘密に該当する情報を消去することに加え、該当しない部分について個人情報の本人が識別できなくすることを含む。) しなければならない。また、保存期間を設定していない場合であっても、記録目的を達成後は速やかに消去しなければならない。</p> <p>保存期間については、提供するサービスの種類、課金方法等により<u>電気通信事業者ごとに</u>、また通信履歴の<u>種類ごとに</u> 異なり得るが、業務の遂行上の必要性や保存を行った場合の影響等も勘案し、その趣旨を没却しないように<u>限定的に設定すべきである(※)。</u></p> <p>ただし、刑事訴訟法第197条第3項及び第4項に基づく通信履歴の電磁的記録の保全要請等法令の規定による場合その他特別の理由がある場</p>

合には、当該理由に基づく保存期間が経過する前の間、保存し続けることが可能である。また、自己又は第三者の権利を保護するため緊急行為として保存する必要がある場合は、その必要性が解消されるまでの間、保存することが可能である。

(※1) SNS やインターネット上の掲示板等のサービスを提供する事業者（いわゆる「コンテンツプロバイダ」。以下「CP」という。）とインターネット接続サービス提供事業者（いわゆる「アクセスプロバイダ」。以下「AP」という。）では、提供するサービスの内容等に違いがあることから、各サービスの内容に応じた業務の遂行上必要な範囲で、通信履歴の保存期間を設定することが考えられる。

(※2) 例えば、AP が保有する通信履歴のうち、インターネット接続サービスにおける接続認証ログ（利用者を認証し、インターネット接続に必要な IP アドレスを割り当てた記録）の保存については、利用者からの契約、利用状況等に関する問合せへの対応やセキュリティ対策への利用など業務上の必要性が高いと考えられる一方、利用者の表現行為やプライバシーへの関わりは比較的小さいと考えられることから、電気通信事業者がこれらの業務の遂行に必要とする場合、一般に6か月程度の保存は認められ、適正なネットワークの運営確保の観点から年間を通じての状況把握が必要な場合など、より長期の保存をする業務上の必要性がある場合には、1年程度保存することも許容される。

合には、当該理由に基づく保存期間が経過する前の間、保存し続けることが可能である。また、自己又は第三者の権利を保護するため緊急行為として保存する必要がある場合は、その必要性が解消されるまでの間、保存することが可能である。

(※) 例えば、通信履歴のうち、インターネット接続サービスにおける接続認証ログ（利用者を認証し、インターネット接続に必要な IP アドレスを割り当てた記録）の保存については、利用者からの契約、利用状況等に関する問合せへの対応やセキュリティ対策への利用など業務上の必要性が高いと考えられる一方、利用者の表現行為やプライバシーへの関わりは比較的小さいと考えられることから、電気通信事業者がこれらの業務の遂行に必要とする場合、一般に6か月程度の保存は認められ、適正なネットワークの運営確保の観点から年間を通じての状況把握が必要な場合など、より長期の保存をする業務上の必要性がある場合には、1年程度保存することも許容される。

(※3) 社会環境の変化として、CP が提供する SNS やインターネット上の掲示板等における誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の流通の高止まりを背景として、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）が相次いで改正されている。また、SNS やインターネット上の掲示板等で著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪の実行者を募集する投稿等が掲載され、そのような投稿等に接して実際に犯行に及んだ者もいるなど、違法情報の流通が社会問題となっている。

CP については、上記社会環境の変化を勘案すれば、CP における違法・有害情報への対策の必要性が高まるとともに、社会的にも期待されているといえるから、自社サービス内で生じた誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報への対策のために不可欠な情報である通信履歴を保存することは、発信者情報開示請求等に対して実効的な対応をする上でも、必要である。これを踏まえると、CP が、誹謗中傷等の違法・有害情報に係る投稿への対応を行うという目的で、各 CP のサービス内容に応じた業務の遂行上必要な通信履歴、例えば、アカウント情報、ログイン情報、投稿情報等について、必要な範囲内で保存することが考えられ、その保存期間は、少なくとも 3～6 か月程度とすることが社会的な期待に応える望ましい対応と考えられる。

また、AP についても、その業務の過程でインターネット上の投稿等に関する発信者情報を保有しているところ、例えば、

誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報への対応には、通常、CP だけではなく、AP が保有する通信履歴が必要不可欠であるなど、AP も違法・有害情報への対応に重要な役割を果たしており、そのために不可欠な情報である通信履歴の保存をすることも社会的に期待されている。そのため、AP においても、CP 同様に、必要な範囲内で、接続認証ログの通信履歴を保存することが考えられ、その保存期間は、少なくとも3～6か月程度とすることが社会的な期待に応える望ましい対応と考えられる。

上記については、一般に電気通信事業法における通信の秘密との関係において許容されると考えられる。上記期間は、近年の社会環境の変化を踏まえた CP 及び AP における通信履歴の保存期間として望ましい期間の目安であり、より長期の保存をする業務上の必要性があるとき（※2参照）には、これを超えた期間を設定することも許容されると考えられる。

5-1-2 [略]

5-2~5-7 [略]

6~9 [略]

【付録】 [略]

5-1-2 [同左]

5-2~5-7 [同左]

6~9 [同左]

【付録】 [同左]